

千葉県救急・災害医療審議会 次 第

日 時： 平成28年3月15日（火）

午後5時00分から

場 所： きぼーる13階 会議室3

1 開 会

2 あいさつ

古元保健医療担当部長

3 議 事

(1) 災害拠点病院の指定について

(2) 千葉県の救急搬送に係る取り組みの方針について

ア 救急搬送実態調査の中間報告について

イ 救急医療電話相談事業について

ウ 搬送困難事例受入医療機関支援事業について

エ ちば救急医療ネットの更新方針について

(3) 千葉県保健医療計画における救急・災害医療に係る評価指標に

ついて

4 その他の事項

5 閉 会

千葉県救急・災害医療審議会 出席者名簿

区分	所属機関	職名	氏名	
学識経験者 1名	千葉大学	名誉教授	平澤 博之	
医療機関代表 11名	県医師会	副会長	川越 一男	
		理事	李 笑求	
	県歯科医師会	災害対策警察歯科委員会委員長	木下 善隆	
	県看護協会	専務理事	澤田 いつ子	欠席
	日本赤十字社千葉県支部	成田赤十字病院救命救急センター長	中西 加寿也	
	高度救命救急センター	県救急医療センター長	小林 繁樹	
救急医療機関				
	三次	日本医科大学千葉北総病院 救命救急センター長	松本 尚	
	三次	旭中央病院副院長	伊良部 徳次	欠席
	三次	順天堂大学医学部附属浦安病院 救命救急センター長	田中 裕	代理 救急診療科 岡本 健
	三次	県こども病院長	伊達 裕昭	
	一次	山武都市医師会 (山武都市夜間急病診療所関係)	伊藤 よしみ	欠席
関係行政機関代表 1名	消防機関	千葉市消防局長	大麻 精一	代理 警防部長 安藤 勝
委員合計 13名				

事務局 6名	知事部局	健康福祉部保健医療担当部長	古元 重和	
		健康福祉部医療整備課長	高岡 志帆	
		防災危機管理部危機管理課長	館野 昭彦	
		防災危機管理部消防課長	生稻 芳博	
		保健所長会長 (印旛健康福祉センター長)	久保 秀一	
	病院局	副病院局長	横山 正博	

千葉県救急・災害医療審議会 席次表

副会長
県救急医療センター
小林 繁樹

会長
県医師会
川越 一男

日本医科大学
千葉北総病院
松本 尚

順天堂大学医学部
附属浦安病院
岡本 健

県こども病院
伊達 裕昭

千葉市消防局
安藤 勝

保健所長会長
久保 秀一

防災危機管理部
消防課長
生稻 芳博

健康福祉部
医療整備課長
高岡 志帆

健康福祉部
保健医療担当部長
古元 重和

千葉大学
平澤 博之

県医師会
李 笑求

県歯科医師会
木下 善隆

成田赤十字病院
中西 加寿也

千葉県病院局
副病院局長
横山 正博

傍聴席

事務局・随行席

入口

災害
説明拠点
席病院

資料 1

災害拠点病院の指定について

- 資料 1 - (1) 災害拠点病院指定基準
- 資料 1 - (2) 災害拠点病院・D M A T 指定医療機関配置図
- 資料 1 - (3) 指定要望書
- 資料 1 - (4) 災害拠点病院指定基準充足状況
- 資料 1 - (5) 災害拠点病院現況調査票
- 資料 1 - (6) 配置図・平面図

災害拠点病院指定基準

1 目的

災害時には、施設への被害や、ライフラインの途絶等により、平常時に比して病院の機能が大幅に低下することが予想される。

このような状況においても、被災地等へ医療チームを派遣する機能を有するとともに、多数の重症傷病者に対し24時間対応可能な救急医療体制を確保することが重要である。

このため、災害時における県内の医療救護活動の拠点となる病院（以下「災害拠点病院」という。）を整備し、関係各機関との円滑な連携のもとに、災害時における重症傷病者への適切な医療を確保することを目的とする。

2 災害拠点病院の整備

災害拠点病院として、地域災害拠点病院及び基幹災害拠点病院を整備する。

地域災害拠点病院とは、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からのとりあえずの重症傷病者の受け入れ機能を有するとともに、災害派遣医療チーム（以下「DMA-T」という。）等の受け入れ機能、傷病者等の受け入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能、DMA-Tの派遣機能、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能を有する災害拠点病院をいう。

また、基幹災害拠点病院とは、地域災害拠点病院の機能を強化し、災害医療に関して県の中心的な役割を果たす災害拠点病院をいう。

3 配置

災害拠点病院は、原則として二次保健医療圏に2か所以上指定することとする。

なお、指定に当たっては、地震等の災害による被害想定、人口、地質及び地形等の地理的条件、隣接する保健医療圏における災害拠点病院の指定状況等を考慮して指定するものとする。

災害拠点病院のうち、基幹災害拠点病院は、県内に4か所程度指定することとする。

4 指定要件

(1) 災害拠点病院として、下記の運営が可能なものであること。

① 24時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の傷病者等の受け入れ及び搬出を行うことが可能な体制を有すること。

- ② 災害発生時に、被災地からの傷病者の受入れ拠点にもなること。なお、「広域災害・救急医療情報システム（ちば救急医療ネット）」が機能していない場合には、被災地からとりあえずの重症傷病者の搬送先として傷病者を受け入れること。
- ③ DMATを保有し、その派遣体制があること。また、災害発生時に他の医療機関のDMATや医療チームの支援を受け入れる際の待機場所や対応の担当者を定めておく等の体制を整えていること。
- ④ 救命救急センターもしくは第二次救急医療機関であること。
- ⑤ 地域の第二次救急医療機関とともに定期的な訓練を実施すること。また、災害時に地域の医療機関への支援を行うための体制を整えていること。

(2) 施設及び設備

① 医療関係

ア. 施設

災害拠点病院として、下記の診療施設等を有すること。

- (ア) 病棟（病室、ICU等）、診療棟（診察室、検査室、レントゲン室、手術室、人工透析室等）等救急診療に必要な部門を設けるとともに、災害時における患者の多数発生時に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の備蓄スペースを有すること。
- (イ) 診療機能を有する施設は耐震構造（免震構造を含み、建築基準法又は建築物の耐震改修の促進に関する法律に定める基準を満たすものを指す。以下、本基準において同じ。）を有すること。

なお、病院機能を維持するために必要な全ての施設が耐震構造を有することが望ましい。
- (ウ) 通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保しておくこと。また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくこと。
- (エ) 適切な容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な井戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等により、災害時の診療に必要な水を確保すること。

イ. 設備

災害拠点病院として、下記の診療設備等を有すること。

- (ア) 衛星電話を保有し、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備すること。
- (イ) 広域災害・救急医療情報システム（ちば救急医療ネット）により、災害時に情報を入力する体制を整えておくこと。
- (ウ) 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な診療設備
- (エ) 患者の多数発生時用の簡易ベッド
- (オ) 被災地における自己完結型の医療に対応できる携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品 等
- (カ) トリアージ・タグ

ウ. その他

- (ア) 食料、飲料水、医薬品等について、流通を通じて適切に供給されるまでに必要な量として、3日分程度を備蓄しておくこと。
また、必要に応じて、食料、飲料水、医薬品等について、地域の関係団体・業者との協定の締結により、災害時に優先的に供給される体制を整えておくこと。
- (イ) 施設管理者は、外部から見やすい場所に「千葉県災害拠点病院」の掲示を行うこと。

② 搬送関係

ア. 施設

原則として、病院敷地内にヘリコプターの離着陸場を有すること。
病院敷地内に離着陸場の確保が困難な場合は、病院近接地に非常時に使用可能な離着陸場を確保するとともに、患者搬送用の緊急車両を有すること。
なお、ヘリコプターの離着陸場については、ヘリコプター運航会社等のコンサルタントを受けるなどにより、少なくとも航空法による飛行場外離着陸場の基準を満たすこと。

イ. 設備

DMA Tや医療チームの派遣に必要な緊急車両を原則として有すること。
その車両には、応急用医療資器材、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等の搭載が可能であること。

(3) 基幹災害拠点病院 (強化すべき機能)

- ① DMA Tを複数保有し、その派遣体制があること。また、災害発生時に他の医療機関のDMA Tや医療チームの支援を受け入れる際の待機場所や対応の担当者を定めておく等の体制を整えていること。
- ② 救命救急センターであること。
- ③ 災害医療の研修に必要な研修室を有すること。
- ④ 原則として、病院機能を維持するために必要な全ての施設が耐震構造を有すること。
- ⑤ 病院敷地内又は隣接地にヘリコプターの離着陸場を有すること。

5 指定方法

災害拠点病院を新たに指定する場合は、千葉県救急・災害医療審議会に諮り指定するものとする。

なお、指定要件を満たさなくなった場合には、指定を取り消すことができるものとする。

附則

この指定基準は、平成25年3月7日より施行する。

なお、既に指定している災害拠点病院であって、指定基準を満たしていないものについては、次の要件を満たすことにより指定を継続することも可能とする。

- (1) DMA Tを保有していない災害拠点病院にあっては、平成26年3月末日までに保有すること。
- (2) 耐震構造を満たしていないものについては、平成26年3月末日までに耐震補強工事の計画策定に着手すること。
- (3) 前2号以外で基準を満たしていないものについては、平成26年3月末日までに整備計画を策定し、当該計画に基づいて速やかに整備を行うこと。

附則

この指定基準は、平成25年7月9日より施行する。

災害拠点病院指定医療機関

資料1－(2)

